

技術委員会 化学・石油部会
LNG 受入基地設備検査基準検討専門委員会の設置について

高圧ガス保安協会

1. 専門委員会の設置趣旨等

現在 KHK では、第一種製造者の定期自主検査実施要領及び保安検査基準の制定に向け、技術委員会・同部会による審議を進めている。

これらの検査の対象施設の一つとして LNG 受入基地があるが、保安検査方法見直し検討委員会で、一般的・共通的な検査方法をそのまま適用しがたいものとして LNG 受入基地の検査のあり方及び方法について検討した。すなわち、ガス事業法・電気事業法の適用を受けている LNG 受入基地については既に維持管理についての民間規格が整備されており、保安検査方法見直し検討委員会報告書に記述されているように、同様の設備については基本的に同じレベルの維持管理が行われるべきであり、法の枠を超え、これを活用していくことが合理的である。そこで、高圧ガス保安法の適用を受けている LNG 受入基地の設備について、ガス事業法・電気事業法の適用を受けているものの検査方法と整合した LNG 受入基地設備定期自主検査実施要領を制定することとする。また、その定期自主検査実施要領の中から知事等が行う保安検査として必要なものを抽出し、LNG 受入基地設備保安検査基準を制定することとする。

このため、技術委員会 化学・石油部会のもとに標記専門委員会を設置し、検討することとする。

なお、定期自主検査実施要領及び保安検査基準のいずれも、高圧ガス保安協会と高圧ガス LNG 協会の共同による基準として制定することとする。

2. 検討・制定の基本方針

LNG 受入基地設備定期自主検査実施要領は、ガス事業法 LNG 受入基地設備の民間規格（ガス協会指針）に準拠して規定する。なお、ガス協会指針に規定のない部分については、定期自主検査実施要領（コンビナート等保安規則関係）に拠る。

LNG 受入基地設備保安検査基準は、LNG 受入基地設備定期自主検査実施要領の中から知事等が行う保安検査として必要なものを抽出し、保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）の構成等にあわせ整理する。

3. 専門委員会の構成

別紙による。

4. スケジュール、制定手順等

7 月 21 日開催の化学・石油部会において、LNG 受入基地設備定期自主検査実施要領・保安検査基準の制定とその検討のための専門委員会の設置について審議、了承された。原案作成後、専門委員会を 2 回程度開催し、審議する。

K H K 基準としての審議・制定プロセスは、現在進行中の定期自主検査実施要領・保安検査基準(コンピ則等)と同様のプロセスを踏む。すなわち、部会での審議・書面投票、技術委員会での審議・書面投票、パブリック・コメントを実施する。

来年4月1日に予定されている新たな検査体系の施行に間に合うように、検討、制定のための作業を進める。

以上

L N G受入基地設備検査基準検討専門委員会での検討経緯

- (1) 7月21日 第1回 技術委員会 化学・石油部会
L N G受入基地設備検査基準検討専門委員会の設置について承認
- (2) 9月6日 第1回L N G受入基地設備検査基準検討専門委員会
原案について審議
- (3) 9月30日〳切 第1回専門委員会 意見聴取
- (4) 10月15日 第2回L N G受入基地設備検査基準検討専門委員会
(3)の対応を検討
- (5) 11月5日〳切 第2回専門委員会後対応 意見聴取
- (6) 11月中旬 修正点について小林主査の確認
最終案として纏める。
- (7) 12月6日 第2回 技術委員会 化学・石油部会
書面投票
- (8) 12月16日 化学・石油部会書面投票〳切